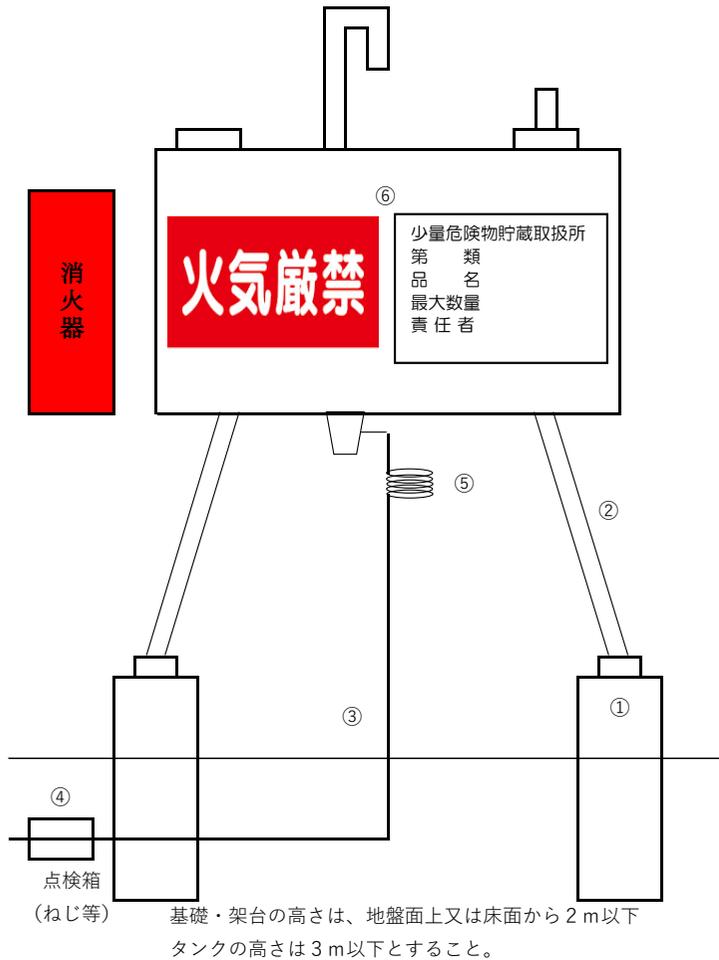


少量危険物貯蔵取扱所

資料 1



設置場所

- 1 屋内または屋外の防火上安全な場所に設置すること。
- 2 落雪の恐れや雨だれのない場所に設置すること。
- 3 通気管の先端は、タンクの高さ以上とし、建築物の窓、出入口等の開口部又は火を使用する設備の給排気口等から1メートル以上離れた場所に設置すること。

基礎・架台・固定等(①・②)

- 1 地震等により容易に転倒しないように設け地盤面が平坦で堅固な場所に設置すること。
- 2 基礎はタンクの脚部以上の大きさとする。
- 3 基礎は鉄筋コンクリート造等とする。
- 4 束石を地中に埋設する場合、凍結深度(60cm)の2/3以上(40cm)を埋設すること。
- 5 架台は不燃材で堅固に造り、タンクが満油状態の時に十分耐えられる構造のこと。

配管(③・④)

- 1 配管は、ゆがみ等が生じないように設け、通行などにより損傷を受けないような場所に設置すること。
- 2 配管は、防食済みの鋼管、又は被覆鋼管等を使用すること。
- 3 配管を地下に設置の場合、ねじ接続等による接続部は、漏洩を確認できる点検箱を設けること。(接続部が溶接の場合を除く)
- 4 地下埋設配管の場合、重量が配管にかからないようにすること。

緩衝措置(⑤)

- 配管とタンクの結合部分は、損傷を与えないよう緩衝を設けること。
- 1 可撓管継手(フレキシブル鋼管)を使用する。
 - 2 被覆鋼管のループ(直径20cm以上で4巻以上)とする。
 - 3 ループは縦・横どちらでも良い。

標 識(⑥)

- 1 見やすい箇所に設けること。(タンク本体又は直近の壁等)
- 2 標識は火気厳禁、少量危険物(類、品名、最大数量、責任者を記載)